

平成23年(行ウ)第17号, 第18号  
 第二次泡瀬干潟埋立公金支出差止請求事件  
 原告 前川盛治 外274名  
 被告 沖縄県知事 外1名

直送済

## 準備書面(8)

平成25年4月24日

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

被告沖縄市市長訴訟代理人弁護士	幸 喜 令	信
同	藤 田 雄	士
同	稻 山 聖	哲
同訴訟復代理人弁護士	南 部 篤	史
同	清 水 潤	二
同	木 下 哲	郎

第1 原告ら準備書面(19), 同(20), 同(24), 同(25)及び同(27)に対する認否及び反論

被告沖縄市市長は, 原告ら準備書面(19), 同(20), 同(24), 同(25)及び同(27)の主張に対する被告沖縄県知事の主張を援用する。

なお, 被告沖縄市市長準備書面(4)及び同(7)で主張した理由から, 被告沖縄市市長に対する原告らの上記各準備書面の主張はいずれも失当である。

第2 原告ら準備書面(22)に対する認否及び反論

## 1 第1の1項（原告ら準備書面（22）1頁）について

### （1）（1）について

100人WS、見直し部会及び調査委員会が埋立てを前提として、土地利用計画の見直しのために設置されたことは認め、甲B第30号証及び甲B第76号証に記載内容に係る原告らの主張内容は不知、その余は否認する。

原告らは、「本件埋立ての是非に関する開かれた市民意見の集約はなさず、『埋立反対』の意見は全く反映されなかつた」旨を主張するが、以下に述べるとおり、これは100人WS設置以前の経緯を看過した誤った見解である。

#### ア 東部海浜開発事業検討会議

既に被告沖縄市市長準備書面（5）2～3頁でも一部主張しているが、現市長の東門は、平成18年選挙において、本件海浜開発事業について「情報を公開し、市民の意見を集約して判断する。」旨を公約に当選している（丙E第10号証）。東門は、当選後、公約のとおり、変更前の土地利用計画を前提とした本件海浜開発事業を客観的かつ多角的な視点から精査するとともに、公平公正な観点から情報を公開することを目的として東部海浜開発事業検討会議（以下「検討会議」という。）を設置した。

検討会議は、平成18年12月25日から19年7月28日まで計13回に渡って開催され、学識者や埋立ての賛否に関わらずに公募された市民委員らが、関係資料の精査、現地視察、事業に关心をもっている団体及び国・県への聞き取り調査等の実施をしながら、公開の場で議論を交わした（更に、検討会議の委員は、同年5月ころより、上記会議に加え、17回も自主的な勉強会を開いている。）（丙E第15号証、丙E第16号証の1ないし11）。この過程の中で、検討会議は、事業の賛否等についての市民意見を知ること等を目的として、事業に対して高い関心を持っていると思われる計50団体（傍聴者からの推薦団体も含む。）に対してアンケート調査を実施し、さらに、回答の

あつた計31団体の中から想定される論点について明確な回答をしたこと等を理由に、原告らの母体である「泡瀬干潟を守る連絡会」を含む5団体を選出し、埋立反対の意見を含めて聞き取り調査も実施している（丙E第16号証の8及び9）。

#### イ 本件方針表明

東門は、検討会議の各委員の意見等も踏まえて検討した上で、平成19年12月に土地利用計画の見直しを前提に「第1区域推進、第2区域推進困難」との方針を表明（本件方針表明）をした。

すなわち、東門は、「泡瀬干潟を守る連絡会」等の埋立反対の市民意見をも考慮して、第2区域の推進を断念し、第1区域のみ事業を継続するとの方針を立てたのであって、「本件埋立ての是非に関する開かれた市民意見の集約はなきず、『埋立反対』の意見は全く反映されなかつた」旨の原告らの主張は誤っているという他ない。また、沖縄市は、本件方針表明を受けて、土地利用計画の見直しに着手したのであるから、100人WS、見直し部会及び調査委員会が埋立てを前提としているのは当然のことである（但し、公募にあたって、沖縄市が埋立反対の意見を持つ市民を排除した事実はない。）。

#### ウ 東門の再選

土地利用計画の見直しを進めていた東門は、平成22年市長選挙において、「第1区域は土地利用計画を見直して、市の将来の発展につなげたい。第2区域は中止で臨む。」旨を公約に再度当選している。

したがって、沖縄市民は、沖縄市及び東門による「第1区域推進」の方針を支持していると考える他ないし、沖縄市議会も、平成24年12月21日に再度意見採択をして、本件海浜開発事業の推進を明確に支持している（丙E第11号証、丙E第13号証の1ないし8、丙E第14号証）。

#### (2) (2)について

市長選挙の立候補者、各立候補者の本件海浜開発事業に対する立場及び市長選挙の結果は認め、東門が公約に違反したこととは否認し、その余は原告らの意見と思われるため、認否の限りではない。

東門は、社会的、政策的ないし経済的見地から総合的に検討し、本件沖縄市案の見直し後の土地利用計画に合理性があるとしたからこそ、公約に従い、本件海浜開発事業を推進してきたし、これを国も認めたのである。そして、このような経緯を経たからこそ、国（沖縄総合事務局）及び沖縄県は、平成23年7月19日に公有水面埋立法13条ノ2に基づく埋立地用途変更等の承認ないし許可を受けることができ、前訴控訴審判決が指摘した、「埋立工事を継続することができるか否かは、法的には、第Ⅰ区域及び第Ⅱ区域について、公有水面埋立法13条ノ2に基づく本件埋立免許及び承認の変更許可を得られる見込みがあるかどうかにかかる」ところ、「第Ⅰ区域について、沖縄市が検討中である上記土地利用計画を前提として、本件埋立免許及び承認の変更許可がされる見込みがあると判断することは、現時点では困難である」との問題点も解決するに至ったのである。

なお、原告らは、準備書面（9）3頁では、直近3回の市長選挙の最大ないし大きな争点が埋立ての是非であったと主張していた。しかしながら、準備書面（22）においては、「市長選挙の結果から、沖縄市民が『第Ⅰ区域推進』という民意を示したと結論付けるのは、選挙の制度・意味・内容を知らない」、「有権者は泡瀬干潟の埋立問題についてのみ判断することはできない」旨を述べて、上記のとおり、公約に従って本件海浜開発事業につき検討した上で「第Ⅰ区域推進」との方針で本件海浜開発事業を推進してきた東門を非難しており、原告らの主張は相矛盾している。

### (3) (3)について

原告らの意見と思われるため、認否の限りではない。

なお、沖縄市議会が、平成元年から平成24年にかけて、

8回も本件海浜開発事業早期推進の意見採択をしているにも拘わらず、沖縄市議会が「選挙民の意思と乖離」し続けていふとする原告らの主張の根拠が分からぬ。

(4) (4)は、上記(1)と同じ。

2 第1の2項（原告ら準備書面（22）3頁）について

「第1区域推進」との本件方針表明を受けて土地利用計画の見直しがなされて本件沖縄市案が作成されたことは認め、その余は否認する。

従前から主張しているとおり、沖縄市は、土地利用計画の有効性、妥当性等を検証している。

3 第1の3項（原告ら準備書面（22）4頁）について

否認する。

多数の沖縄市議會議員が「沖縄市東部海浜開発事業推進議員連盟」を構成し、平成24年12月21日の意見採択において賛成票を投じているのであって、「推進」の立場は多数意見である（丙E第14号証）。

4 第2の1項（原告ら準備書面（22）4頁）について

被告沖縄市市長の主張内容及び最高裁平成18年11月2日判決の存在は認め、その余の事実は否認し、主張は争う。

上記最高裁判決は、財務会計行為の違法性について判断したものではない。本件沖縄市案は、各種統計資料や調査資料等に基づき作成されており、妥当性を有している。

なお、上記最高裁判決は、原告ら引用部分の前において、都市計画法の規定に従って「都市施設の規模、配置等に関する事項を定めるに当たっては、当該都市施設に関する諸般の事情を総合的に考慮した上で、政策的、技術的な見地から判断することが不可欠であるといわざるを得ない。そうすると、このような判断は、これを決定する行政庁の広範な裁量にゆだねられてはいるといるべき」であるとも判示している。

5 第2の2項（原告ら準備書面（22）4頁）について

被告沖縄市市長の主張内容は認め、その余は全て否認する。

これまで主張してきたとおり、本件沖縄市案は、既存の資料

を活用して需要予測をしているのであって、妥当性を有している。

なお、沖縄県において海洋レジャーが盛んであることは、例えば、マリンスポーツショップやダイビングショップの店舗数が全国一であることから分かる（丙B第9号証ないし丙B第11号証）。沖縄県の人口は日本の総人口の1パーセント強に過ぎないため、単位人口あたりの店舗数で考えると、沖縄県は、他都道府県に比して海洋レジャーが大変に盛んな県であると言える。

## 6 第2の3項（原告ら準備書面（22）6頁）について

### (1) (1)について

否認する。否認の理由は、既に準備書面（5）で述べたことと同様である。

なお、原告らは沖縄市がアンケート調査の結果を恣意的に使用しており信用性がないと非難するが、原告らが証拠提出している論文（甲B第76号証）は、本訴との関係において、アンケート調査の目的及び質問の仕方が恣意的であり、その調査結果自体の信用性が低いと思われる。なぜならば、同アンケートは「泡瀬干潟の環境価値」を調査することを目的に行われ、かつ、質問も、「水質浄化」、「レジャースポット」、「渡り鳥の飛来地」、「生物多様性が豊か」といった干潟のメリットを特定して記載して、干潟の価値を調査対象者に想起させるような方法で尋ねる一方、その後に、本件海浜開発事業の背景、必要性、効果等に関して一切説明することなく、事業への賛否を尋ねているからである。

### (2) (2)について

#### ア ①は否認する。

レジャー白書の統計データを利用して需要予測することの妥当性は、これまで述べてきたとおりである（被告沖縄市市長準備書面（5）10～11頁）。

#### イ ②は否認する。

マリーナの施設規模は、沖縄県が平成22年に沖縄本島

内プレジャーボート所有者に対して実施した、泡瀬地区（東部海浜開発地区）マリーナ保管需要隻数に関するアンケート調査の結果から算出されており、妥当性を有している。

(3) (3)は不知。

7 第2の4項（原告ら準備書面（22）8頁）について否認する。

アンケートは複数回答であっても、調査対象者のうち10%が「会議・研修」に参加したことに間違いはなく、需要予測は妥当性を有している。

また、原告らの主張を前提とすれば、会議、研修等は、主に開催する施設のある市町村の住民のみが参加し、他市町村からの参加は少ないのであるから、県内全域の者を対象とした会議、研修、講演会、シンポジウム等の催し物はほとんど成立し得ないという結論になろう。しかしながら、現実には、実施可能な施設のある那覇市、宜野湾市等において多様な催し物が開催され、県内遠方からの参加も多くあるのであって、原告らの主張は主観的である。同様に、踊り、ダンス等についても、個々の嗜好にあった教室、サークル等があれば、本件地区内における施設需要が見込まれるのである。

8 第2の5項（原告ら準備書面（22）9頁）について被告沖縄市市長の主張内容は認め、その余は否認する。

沖縄市による宿泊需要の予測は一定の根拠に基づいており、恣意的なものではない。

①に関し、平成20年沖縄市延宿泊者数は、沖縄市経済文化部文化観光課が社団法人沖縄市観光協会から聴き取っていた値である。同協会は、市内宿泊施設から回答を得られる範囲内で実績値を取り纏めているところ、延宿泊者数は把握しているが、宿泊人数は把握していない（丙B第12号証）。

②に関し、宿泊人数を算出する必要があったため、沖縄市建設部東部海浜開発局計画調整課において平均宿泊日数の聞き取り調査を実施することにしたもので、一定規模以上の全ての宿

泊施設を調査対象としているし、また、調査により得られた延宿泊者数（27万6643泊）は、平成20年沖縄市延宿泊者数（32.9万泊）の約84%にも達している。そのため、調査対象が恣意的に選ばれたわけでもないし、また、調査結果が客観性に欠けているわけでもない。

③に関し、一定の根拠に基づいて平均宿泊日数が長くなることが見込まれていることは、これまで述べてきたとおりである（被告沖縄市市長答弁書34頁、被告沖縄市市長準備書面（5）13～14頁）。

- 9 第2の6項（原告ら準備書面（22）10頁）について  
被告沖縄市市長の主張内容は認め、その余は否認する。  
沖縄市による商業需要の予測が一定の根拠に基づいていることは、これまで述べてきたとおりである（被告沖縄市市長準備書面（5）14～15頁）。
- 10 第2の7項（原告ら準備書面（22）10頁）について
  - (1) ①は争う。  
埋立工事は環境に配慮をして行われている。
  - (2) ②は否認する。  
これまで述べてきたとおり、漁業関係者からの要請はあつたが第4回調査委員会までに調整が整わなかっただけである。
- 11 第2の8項目（原告ら準備書面（22）11頁）について  
否認する。  
沖縄市によるフィットネス需要の予測は一定の根拠に基づいていることは、これまで述べてきたとおりである（被告沖縄市市長準備書面（5）17頁）。

## 12 第2の9項ないし11項（原告ら準備書面（22）11頁）

について

認否の限りではない。

## 13 第2の12項（原告ら準備書面（22）12頁）について

(1) (1)は否認する。

被告沖縄市市長は、決定係数が最も高くなる回帰式を採用した旨の主張はしていない。一次方程式モデルと二次方程式モデルを用いた回帰式の決定係数の値を比較し、決定係数が高かった二次方程式モデルの本件回帰式を用いて推計値を算出した旨を主張しているのである。昭和61年から平成20年までの県入域観光客数の実績値が一貫して増加していたのに、決定係数（ $R^2$ ）が1に近くなるという理由だけで、将来的に入域観光客数が減少に転じることを予測するような、 $x^4$ が負となる四次元方程式モデルを採用することはあり得ないし、そもそも、沖縄市が四次元方程式モデルを用いて検討することを考えたこともない。

入域観光客数の推計値が妥当性を有していることは、これまで述べてきたとおりである（被告沖縄市市長準備書面（5）22～24頁、同（6）2～3頁）。

(2) (2)について

ア ①は否認する。

これまで述べてきたとおり、入域観光客数の推計値は妥当性を有している。

イ ②は否認する。

沖縄市による海浜緑地の需要予測は一定の根拠に基づいていることは、これまで述べてきたとおりである（被告沖縄市市長準備書面（5）24頁）。

波の上ビーチは、規模も小さく、それ単体としてリゾートとして成立するような形で施設整備がなされていない。

そのため、本件地区全体を一体的に整備する中で宿泊施設等と共に設置される県内最大級のビーチと比較することは適当ではない。美らサンビーチについては、原告らが何を

根拠に「約4分の1」しか使われておらず、「閑古鳥が鳴いている」と評価しているのか分からぬ。

周辺地区と一体的に整備することで、より多くの入域観光客及び地域住民がビーチを訪れる事になるのである。

ウ ③のうち、市議会答弁の内容、沖縄市立寄率に係る各計算式、観光統計実態調査の調査方法は認め、その余は否認する。

これまで繰り返し主張しているとおり、沖縄市は既存調査資料を有効に活用して推計をしており、直接参照するデータのある値（例えば、中部地域立寄率（35.4%））はそのまま用い、直接参照するデータのない値（例えば、沖縄市立寄率）は既存データを組み合わせて算出しているのである。観光統計実態調査は、平成16年度と平成18年度で観光スポット単位とするか、代表的な観光スポットをまとめた地域単位とするかといった点で調査方法が異なるが、調査対象地自体が大きく異なっているわけではなく、両者とも有用な既存データである。

また、原告らの主張を踏まえ、敢えて観光客はコザ以外の沖縄市域に訪問しないという極端な想定の下、コザ訪問率をそのまま採用して沖縄市入域観光客数の算出したとしても、その値は、850万人（平成30年沖縄県入域観光客数推計値）×7.4%（コザ訪問率）=62.9万人である。しかも、平成22年12月29日に一時閉園した東南植物楽園が平成25年7月6日に再開することが決まっており（丙B第13号証），その他周辺観光地の存在も考慮すると、平成30年における沖縄市立寄率は上記コザ訪問率（7.4%）よりも高くなることが見込まれる。

したがって、平成30年沖縄市入域観光客数を68万人と推計した本件沖縄市案は妥当性を有する。

- 14 第2の13項（原告ら準備書面（22）16頁）について  
認否の限りではない。
- 15 第2の14項（原告ら準備書面（22）16頁）について

争う。

なお、過去に実施された数次にわたる沖縄市東部地域の埋立事業により造成された土地（原告らの一部はここに住んでいる。）が沖縄市全体の活性化に繋がっていること（被告沖縄市市長準備書面（5）26頁）について、原告らが積極的に争っていないことを念のため指摘しておく。

- 16 第2の15項（原告ら準備書面（22）17頁）について争う。

原告らが引用する川瀬教授の意見書の該当部分（甲B第22号証・1項第一段落）は、過去の地域開発における公共投資について一般論を述べているものである。

- 17 第2の16項（原告ら準備書面（22）17頁）について  
(1) ①のうち、被告沖縄市市長の主張内容は認め、その余は全て否認する。

原告らは、特段の根拠なしに、抽象的可能性を摘示して、「沖縄市の財政に与える悪影響が極めて大きい」旨を主張しているが、沖縄市は、これまで述べてきたとおり、一定の根拠に基づき需要、波及効果及び事業収支の検討をしている（被告沖縄市市長準備書面（1）9～15頁、同（5）26～31頁）。例えば、原告らは、「現在健康医療施設用地への進出希望の企業は皆無である」と主張するが、沖縄市は、第2回企業ヒアリングを行って、健康・医療機能に関する企業等3社に対して、「将来的な事業参加に向けた事業の魅力度」を尋ねたところ、3社全てから「事業の魅力はある」との回答を得ており、原告らの批判は当たらないと考えている（丙A第1号証・5－33頁）。

- (2) ②は認否の限りではない。

包括外部監査結果報告書に対しては、監査の結果に基づき必要な措置が講じられている（丙A第17号証）。

- 18 第2の17項（原告ら準備書面（22）18頁）について否認する。

沖縄市が民間企業の進出意向を確認してきたことは、これま

で主張立証してきたとおりである（被告沖縄市市長答弁書38頁、被告沖縄市市長準備書面（1）8頁、同（2）5頁、丙A第1号証・5-25頁ないし34頁、甲B第6号証、丙B第3号証）。

19 第2の18項（原告ら準備書面（22）19頁）について

（1）（1）は否認する。

被告沖縄市市長が罪に問われるべきことをした事実はないのであって、原告らのいう「免罪」の意味が分からぬ。沖縄市は、これまで述べてきたとおり、一定の根拠に基づき需要、波及効果及び事業収支の検討をしている（被告沖縄市市長準備書面（1）9～15頁、同（5）26～31頁）。

（2）（2）及び（3）は認否の限りではない。

（3）（4）について

ア 第一段落は否認する。

原告らは、市民税及び固定資産税の収入がゼロであるかのような主張をしているが、本件地区内で経済活動があれば、それに応じた税収が生じるのであり、原告らの主張は誤っている。

イ 第二段落のうち、被告沖縄市市長の主張内容は認め、その余は否認する。

原告らは、被告沖縄市市長の主張を理解していないと思われる。最終的な普通交付税額は、様々な算定項目が複雑に関係しあって算出されるところ、本件海浜開発事業には、標準的税収入の増加という普通交付税額を減額する要素と基準財政需要額の増加という普通交付税額を増額する要素が存在している。そのため、被告沖縄市市長は、本件海浜開発事業が普通交付税額に影響を与えること自体は認識しつつ、沖縄市全体の収支に与える影響の内容等についての予測が困難であることから、純粹な本件海浜開発事業の収支として、本件地区内で発生する収支に限って検討することにしたのである。

したがって、市民税及び固定資産税を併せて、年間2.

1億円の税収を予測したことは妥当であるし、本件海浜開発事業の收支として市民に提供した情報が誤っていたということもない。

ウ 第三段落のうち、被告沖縄市市長の主張内容は認め、その余は否認する。

民間企業の進出意向があることはこれまで繰り返し述べてきたとおりである。

(4) (5)のうち、国及び沖縄県の各処分計画書の記載内容は認め、その余は否認する。

確かに国及び沖縄県の各処分計画書には、原告ら主張の価格が記載されているが、国から沖縄県に対する「埋立竣工の処分にあたっては、埋立地周辺の実勢価格等を踏まえて、実際の譲渡価格を決定する予定」であり、また、沖縄県から沖縄市に対する「実際の用地処分に当たっては、処分時における埋立建設費実績額等を用いて再度譲渡予定価格を算出するとともに、土地鑑定評価等による譲渡予定価格との比較・検討を行った上で実際の譲渡価格を設定する予定」である（甲A第5号証・4-11頁、甲A第15号証・4-5頁）。したがって、埋立後に液状化対策を要する土地であることが判明すれば、土地鑑定評価の際に考慮され、譲渡価格は低くなるのである。

20 第2の19項（原告ら準備書面（22）20頁）について否認する。

否認の理由はこれまで述べたとおりである（被告沖縄市市長準備書面（5）32頁）。

21 第2の20項（原告ら準備書面（22）21頁）について争う。

本件海浜開発事業の予算執行等につき、被告沖縄市市長に裁量権の逸脱や濫用はない。

第3 原告ら準備書面（23）に対する認否及び反論

1 第1の1項（原告ら準備書面（23）1頁）について争う。

これまで主張してきたとおり、本件沖縄市案は、既存の資料を活用して需要予測をしており、妥当性を有している。

2 第1の2項（原告ら準備書面（23）2頁）について

本件回帰式により算出される推計値と平成24年の沖縄県入城観光客数の実績値が異なることは認め、その余は否認する。否認の理由はこれまで述べたとおりである（被告沖縄市市長準備書面（6）2～3頁）。

なお、沖縄県入城観光客数は、リーマンショックを発端とする景気の悪化や東日本大震災等の影響により一時落ち込んだものの、平成24年には、夏場の週末に複数の台風が沖縄県に接近して旅行のキャンセルが相次いだにも拘わらず、回復傾向を示している。また、国内4社の格安航空会社（LCC）が揃って那覇空港への定期便を就航させていることに加え、同年12月には韓国のLCCも新たにソウルからの定期便を就航させる等、海外と那覇空港を結ぶ国際線直行便の増便により、海外からもより安価に沖縄県に来られるようになっている。加えて、最近、円安となり、外国人にとっての日本旅行及び日本人にとっての国内旅行が比較優位に立つようになった。しかも、国内景気が回復の兆候を示していること、来年の那覇空港新国際線ターミナルが完成すること等から、海外及び国内からの沖縄への旅行の需要はより高まると考えられる。（丙B第14号証、丙B第15号証）

したがって、今後も国内・海外双方から沖縄県に訪れる観光客数が増加していくことが見込まれるのであって、本件回帰式のとおりに沖縄県入城観光客数が増加していないことのみをもって、沖縄市の推計手法が妥当性を欠くとは言えない。

3 第1の3項（原告ら準備書面（23）2頁）について  
認否の限りではない。

沖縄市は、本件地区と既存市街地の双方の魅力を高めて相乗効果を發揮させ、入城観光客及び地元住民が双方を回遊することを目指している。

4 第1の4項（原告ら準備書面（23）2頁）について

否認する。

本件地区における平成30年宿泊需要（約35,1万泊）は、平成30年沖縄市宿泊需要（約68,0万泊）から平成20年沖縄市延宿泊者数（32,9万泊）を差引いて算出されており、平成30年宿泊需要数（約13,0万人）もこれを元に算出されている。しかも、供給量はその約7割にあたる約9,0万人に止まっている。（丙A第1号証・参-14頁、参-18頁）

このように、本件沖縄市案は、本件地区の整備により増加する需要の約7割分のみを本件地区が受け持つ計画としているため、既存宿泊施設の需要をそのまま奪うことはない。

5 第1の5項（原告ら準備書面（23）2頁）について  
否認する。

沖縄市は、本件地区に外部資本の誘致をしているわけではない。また、仮に本件地区に外部資本が参入したとしても、それが地元企業の経済活動の低下に繋がるという原告らの主張の因果関係が分からぬ。

6 第1の6項（原告ら準備書面（23）2頁）について  
否認する。

国際色豊かで個性的な店舗が軒を連ねる中心市街地の持つ魅力・サービスと、スポーツコンベンションの拠点となる本件地区の持つ魅力・サービスは異なる（丙A第1号証・参-4頁）。双方が連携して相乗効果を発揮することで、沖縄市全体の魅力的なまちづくりが可能となるのである。

7 第2の1項（原告ら準備書面（23）3頁）について  
認否の限りではない。

8 第2の2項（原告ら準備書面（23）3頁）について  
他の事例は本訴との関連性がないと思われるため、認否の限りではない。

なお、被告沖縄市市長は、自然再生事業に係る他の事例を否定したり、非難したりしているわけではない。原告らが「宿泊需要予測等に関する沖縄市の計算方法の非合理性や県の資料等の使い方の非科学性を批判し、その結果として発生する沖縄市

の財政への悪影響のおそれを批判している」（原告ら準備書面（23）1～2頁）等と主張する一方で、財政的・経済的な見地からの考慮をしないままに、巨額の公費の投入が必要になるであろう「原状回復」をも併せて主張しているため、これらの主張が相互に矛盾していることを指摘しているのである。

真に財政への影響を懸念する者であれば、経済的見地から十分に検討を加え、財政上の問題が少ないことを確認した上で、はじめて本件地区の「原状回復」を求めるはずである。

#### 第4 原告ら準備書面（26）に対する認否及び反論

- 1 第1の1項（原告ら準備書面（26）1頁）について認める。
- 2 第1の2項（原告ら準備書面（26）1頁）について認否の限りではない。
- 3 第1の3項（原告ら準備書面（26）2頁）について認否の限りではない。

なお、取消訴訟に関し、最高裁は、「法が処分を行政庁の裁量に任せる趣旨、目的、範囲は各種の処分によって一様ではなく、これに応じて裁量権の範囲をこえ又はその濫用があったものとして違法とされる場合もそれぞれ異なるものであり、各種の処分ごとにこれを検討しなければならない」と判示している（最高裁大法廷昭和53年10月4日判決）。

- 4 第1の4項及び5項（原告ら準備書面（26）2頁）について

争う。

全て原告ら独自の主張である。理由は以下のとおり。

##### (1) 公共事業の評価

平成25年2月26日に成立した平成24年度補正予算の財政支出の総額は13兆1054億円、うち経済対策関連が10兆2815億円となっており、景気刺激策としての公共事業投資が財政政策の中心の一つとなっている。

したがって「公共事業＝無駄」との評価ないし定式自体は一般的とは言えない。本件海浜開発事業は、沖縄市の雇用、

経済、福祉、教育等に係る諸施策を実現し、沖縄市が抱える諸問題を解決していくための必要な事業で、「無駄な公共事業」ではない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱・濫用がないこと

本件海浜開発事業及び本件泡瀬地区埋立事業の実施を決定するに当たっては、諸般の事情を総合的に考慮した上で、広く社会的、政策的ないし経済的見地から判断することが不可欠であるところ、このような判断は、これを決定する行政庁の広範な裁量に委ねられている。

これまで繰り返し主張しているとおり、本件沖縄市案は、第I区域のみの埋立てを前提として、社会的、政策的ないし経済的見地からの総合的な検討を経て策定されている。

したがって、本件海浜開発事業の予算執行等について、被告沖縄市市長に裁量権の逸脱や濫用はなく、地方自治法2条14項及び地方財政法4条1項に違反する事実は存しない。

5 第1の6項（原告ら準備書面（26）3頁）について争う。

本件沖縄市案が経済的見地からも検証されていることや、前訴控訴審判決の指摘する問題点が公有水面埋立法13条ノ2に基づく埋立地用途変更等の承認ないし許可により解決していることは、これまで主張してきたとおりである（被告沖縄市市長準備書面（1）9～16頁、同（7）2～3頁、本準備書面3～4頁）。

以上